

平成24年 5月14日

佐倉市議会議長 森野 正 様

議会改革推進委員長 押尾豊幸

### 議会改革推進委員会の協議結果について（報告）

当委員会は、平成23年7月4日の設置以来、8回の委員会を開催し、改革すべき事項について協議を重ねてまいりました。その結果、当初予算関連議案に関する審議方法の見直し提言や議会のインターネット中継導入に向けた基本的な意思確認など、可能な部分から協議し、議会改革に結実させてきたところでございます。

貴職におかれましては、当委員会の成果を次期議会改革推進委員会に継承するなど、議会改革のより一層の進展にご配慮いただきたくお願い申し上げます。

なお、当委員会における詳細な協議内容につきましては、下記の通りでございます。

### 記

#### 1. 開催状況

平成23年7月4日の委員会設置以来、8回の委員会を開催した。開催状況及び各回における主な協議事項は以下の通りである。

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 平成23年7月4日   | 正・副委員長の選任 等                 |
| (2) 平成23年7月12日  | 個別検討課題の整理 等                 |
| (3) 平成23年7月25日  | 予算・決算審査特別委員会の運営方法について 等     |
| (4) 平成23年8月23日  | 予算・決算審査特別委員会の運営方法について 等     |
| (5) 平成23年10月7日  | 予算・決算審査特別委員会の運営方法について 等     |
| (6) 平成23年11月7日  | 予算・決算審査特別委員会の運営方法について 等     |
| (7) 平成23年11月21日 | 予算・決算審査特別委員会の運営方法について 等     |
| (8) 平成24年4月16日  | 平成24年度当初予算関連議案の審議方法に対する総括 等 |

#### 2. 個別検討事項に関して合意した事項

当委員会の総意として、合意に至った事項は以下の通りである。

##### (1) 予算・決算関連議案審査の見直しに関する提言

当初予算関連議案に対する総括的な質疑機会を確保すること、予算審査特別委員会に無党派議員を選任することを骨子とした提言（別紙資料1）を取りまとめ、議長に提出した。なお、今回の提言は、当初予算の審議方法に限定した提言であり、決算審議及び今後の予算審議のあり方については、今回の結果を踏まえ、更に協議するものとした。

(2) インターネット中継の導入に向けて協議を進めることの確認

議会のインターネット中継については、これまでも、議会改革特別委員会はじめ議会改革を協議する場において議論されており、その導入については一定のコンセンサスが図られているものの、既存のケーブルテレビ中継との役割分担など、各論部分での協議が整理に至っていないものと認識している。

一方、インターネット中継に関する技術の進展などに伴い、その導入経費の低廉化が進み、当市議会導入の一課題となっていた、経費的な問題のハードルも低くなったことから、導入の方向で、協議を進めていくことを確認した。

3. 次期委員会に引き継ぐべき事項

(1) 当初予算関連議案の審議方法に対する総括

総括質問を実施したことに対する意見

複数の部局にまたがる内容に関する質問が可能となり質問の幅が広がった  
予算に関する質問を市長にすることで、市長の考えが明確になった  
初めに予算の総括質問を実施したことで、その後の予算関連議案に関する審議の質が向上した

多くの議員が予算関連議案の審査に関わることで、審議の内容が深まった  
質問内容が予算関連議案の総括的な質問に限定されたことで、一般質問のような自由な質問ができなくなった

十分な審議をするためには、具体的な事業内容の質問をする必要があり、その場合、特別委員会の審査と区別がつかない。そのため、一般質問や特別委員会の審議内容を充実させるほうがよい

総括質問の実施方法に関する検討課題

総括質問の対象を明確に定義すべき

一人当たりの質問時間をもう少し増やすべき

質問内容を細かく定義せず、議員の認識に任せるべき

総括質問は、議会が機関として実施すべきものであり、質問項目に関して党派間でしっかりと調整すべき

当初予算関連議案総括質問の運営を検討するにあたり、質問時間や質問範囲などの個別の問題を議論するのではなく、議会として総括質問の審議を充実させるためにはどうしたらいいかを考えるべき

その他意見

厳しい財政状況の中、予算審議の充実は必要不可欠であり、総括質問は今後も継続して実施すべき

議案審議の結果として、単に議案の可否の判断をするだけではなく、議案の修正等、議会としての意思表示を積極的にしていく必要がある。そのためには議員問討議の場をもうけるなど、審議内容を充実していくべき

(2) 今後の協議事項

議会基本条例に関連する検討課題

市民に対する積極的な情報公開及び多様な意見を把握するための具体的な  
取り組み（第3条）

議員間の自由討論の場の設置（第3条）

学識経験者等による専門的事項に係る調査の活用及び公聴制度、参考人制度  
の活用に関する具体的な取り組み（第6条）

反問権の適用対象（第9条）

議員が就任している審議会等の見直し（第9条）

文書による質問に関する具体的な運用規程の作成（第10条）

法第96条第2項により議決すべき事件の追加（第11条）

重要な政策等の提案について説明を求めることに関する具体的な取り決め  
（第12条）

議員間の自由討議の実施方法（第13条）

委員会において審議会等の開催状況に関する報告を求めることに関する具  
体的な取り決め（第15条）

各委員（会派）から提案された検討課題

《本会議運営に関する検討課題》

対面方式の質問席の設置

代表質問における、質問順や毎定例会ごとに実施することの必要性などの検  
討

議長、副議長選挙における立候補者の所信表明実施の義務付け

本会議場へのプロジェクターの設置

急施事件に該当する議員発議の取り扱い